

2019年度 書式説明・注意事項 《サッカー・フットサル共通》

書式第1号 選手登録区分申請書

- 【説明】 選手の登録区分が「プロ」の場合、またはプロで登録していた選手を「アマチュア」に変更する場合に使用します
- 【区分登録料】 ・プロアマチュアへの変更は、区分登録料(5,000円(※非課税))
・プロ選手登録する場合は、年度ごとに申請が必要(契約書写しと区分登録料10,000円(※非課税))
- 【提出方法】 [申請書に、所定の様式にて振込明細書を添えて、該当選手のKICKOFF申請にアップロードします](#)
※JFA振込先は申請書内に記載があります

書式第3-1号 ユニフォーム広告掲示申請書

- 【説明】 ユニフォームに広告掲示する際に使用します
- 【チームの手続・注意】 ・申請にあたっては、日本サッカー協会の「ユニフォーム規程」を確認すること
・掲示する広告の内容が判別できる写真またはデザインカンプを添付すること
・広告サイズは、縦の最長辺×横の最長辺(長方形)で計算すること
- 【提出方法】 [申請料\(掲示箇所1ヶ所につき、10,000円+消費税\)を埼玉県協会に振り込み、申請書に振込明細を添付して県協会へ提出します](#)
※申請料振込先：埼玉りそな銀行 北浦和支店 普通口座 No.4037283 名義：公益財団法人埼玉県サッカー協会
※提出先： 郵送： 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和1-21-18-204 公益財団法人埼玉県サッカー協会
※[チーム登録完了後に申請してください](#)

書式第3-2号 ユニフォーム広告掲示申請書(クラブ用)

- 【説明】 クラブ申請しているクラブに所属している複数チームがユニフォームの同じ箇所に同じ広告を掲示する際に使用します
- 【クラブの手続・注意】 ・クラブ申請が承認されているクラブに限り、本申請書にて申請することが可能
・申請にあたっては、日本サッカー協会の「ユニフォーム規程」を確認すること
・掲示する広告の内容が判別できる写真またはデザインカンプを添付すること
・広告サイズは、たて×よこ(長方形)で計算すること
- 【提出方法】 [申請料\(掲示箇所1ヶ所につき、10,000円+消費税\)を埼玉県協会に振り込み、申請書に振込明細を添付して県協会へ提出します](#)
※申請料振込先：埼玉りそな銀行 北浦和支店 普通口座 No.4037283 名義：公益財団法人埼玉県サッカー協会
※提出先： 郵送： 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和1-21-18-204 公益財団法人埼玉県サッカー協会
※[事前にクラブ申請が必要です。\(書式第12号をご確認ください\)](#)
※[申請する全チームの登録完了後に申請してください](#)

書式第6号 国際移籍選手登録申請書

- 【説明】 外国で登録していた選手が、日本国内のチームへ移籍する選手(日本国籍の場合も含む)を登録する際に使用します
- 【チームの手続・注意】 外国協会から国際移籍証明書を取り寄せる場合は、「国際移籍証明書発行申請書」(書式第9-2号)を使用すること
- 【添付書類】 以下の書類(3点)を添付し提出すること
(1) 国際移籍証明書の写し(前所属サッカー協会発行のもの)
(2) パスポートの顔写真のページの写し
(3) 《外国籍選手※》は、在留カード(両面)、特別永住者証(両面)、住民票、上陸許可証+査証のうち、いずれかの写し
《日本国籍選手》は、住民票の写し
- 【提出方法】 [申請書に、所定の添付書類を添えて、該当選手のKICKOFF申請にアップロードします](#)

書式第7-1号 外国籍選手登録申請書(18歳以上)

- 【説明】 外国協会ですoccerまたはフットサル選手として登録したことがない18歳以上の外国籍選手を登録する際に使用します
- 【添付書類】 外国籍選手：在留カード(両面)、特別永住者証明書(両面)、住民票、査証と入国許可証のうち、いずれかの写し
帰化選手：戸籍謄本、官報、パスポートのうち、いずれかの写し
- 【チームの手続・注意】 外国籍選手で初登録の場合は、宣誓書-1への署名が必要
- 【提出方法】 [申請書に、所定の添付書類を添えて、該当選手のKICKOFF申請にアップロードします](#)

書式第7-2号 外国籍選手登録申請書(18歳未満)

- 【説明】 外国協会ですoccerまたはフットサル選手として登録したことがない18歳未満の外国籍選手を登録する際、または国籍区分を変更する際に使用します
- 【添付書類】 外国籍選手：在留カード(両面)、特別永住者証明書(両面)、住民票、査証と入国許可証のうち、いずれかの写し
帰化選手：戸籍謄本、官報、パスポートのうちいずれかの写し
- 【チームの手続・注意】 外国籍選手で初登録の場合は、宣誓書-2または宣誓書-3への署名と保護者の同意書が必要
- 【提出方法】 [申請書に、所定の添付書類を添えて、該当選手のKICKOFF申請にアップロードします](#)

2019年度 書式説明・注意事項 《サッカー・フットサル共通》

書式第8-1号 外国籍選手登録申請書(外国籍扱いしない選手)(18歳以上)

- 【説明】 一定の条件を満たした外国籍選手を「外国籍扱いしない選手」として登録する際に使用します
加盟チームで外国籍選手がサッカーチームの場合は5名、フットサルチームの場合は3名登録されている場合、
以下2つの条件を満たす1名の選手を外国籍扱いしない選手として登録可能
条件1：出生地が日本である
条件2：学校教育法第1条校に該当する小学校または中学校に在学または卒業している
条件2'：学校教育法第1条校に該当する高等学校または大学を卒業している
※インターナショナルスクールや民族学校等は学校教育法1条校に含まれない場合がありますので、ご注意ください※
- 【添付書類】 (1)在留カード(両面)、特別永住者証明書(両面)、住民票のうち、いずれかの写し
(2)在学/卒業証明書
(3)宣誓書-4
※外国籍選手で初登録の場合は、宣誓書-1への署名も必要
- 【提出方法】 申請書に、所定の添付書類を添えて、該当選手のKICKOFF申請にアップロードします

書式第8-2号 外国籍選手登録申請書(外国籍扱いしない選手)(18歳未満)

- 【説明】 一定の条件を満たした外国籍選手を「外国籍扱いしない選手」として登録する際に使用します
加盟チームで外国籍選手がサッカーチームの場合は5名、フットサルチームの場合は3名登録されている場合、
以下2つの条件を満たす1名の選手を外国籍扱いしない選手として登録可能
条件1：出生地が日本である
条件2：学校教育法第1条校に該当する小学校または中学校に在学または卒業している
※インターナショナルスクールや民族学校等は学校教育法1条校に含まれない場合がありますので、ご注意ください※
- 【添付書類】 (1)在留カード(両面)、特別永住者証明書(両面)、住民票のうち、いずれかの写し
(2)在学/卒業証明書
(3)宣誓書-4
※外国籍選手で初登録の場合は、宣誓書3への署名も必要
- 【提出方法】 申請書に、所定の添付書類を添えて、該当選手のKICKOFF申請にアップロードします

書式第9-1号 国際移籍証明書発行申請書(日本国内から海外チームへの移籍)

- 【説明】 チームに所属する選手が、日本から海外に移籍する場合に使用します
(ただし、実際の発行は移籍先国協会から国際移籍証明書発行依頼が届いてからとなる)
- 【チームの手続・注意】 該当選手の登録抹消申請をすること
移籍する選手本人の同意を取り付けること
申請料：不要
- 【提出方法】 申請書をJFAへメールにて提出します
※JFAメールアドレスは申請書下部に記載があります

書式第9-2号 国際移籍証明書発行申請書(海外から日本国内チームへの移籍)

- 【説明】 チームが、海外から日本へ移籍する選手を獲得する場合に使用します
(ただし、日本国内チームへの登録手続きは、書式6号を利用すること)
- 【チームの手続・注意】 振込明細書、選手経歴書・契約書(プロの場合)を添付
申請料：10,000円+消費税
- 【提出方法】 申請書に、所定の様式にて振込明細書を添えて、JFAへメールにて提出します
※JFA振込先・メールアドレスは申請書下部に記載があります

書式第12号 クラブ申請書

- 【説明】 クラブとして認可を受けるために使用します(新規、継続、追加、全て同書式を利用します)
条件：同一都道府県サッカー協会所属の登録チームで構成されていること
同一競技のチームで構成されていること(サッカーとフットサルにまたがる申請は認められない)
異なる年代の複数のチームで構成されていること
統一的な運営組織を持っていること
- 【提出方法】 申請書を埼玉県協会へ提出します
※提出先： 郵送： 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和1-21-18-204 公益財団法人埼玉県サッカー協会
※申請する全チームを登録した後に、申請してください。(申請する全チームの登録が完了していないとJFAで受理されません)